

レンタルスペース一時使用契約約款

本レンタルスペース一時使用契約約款（以下、本一時使用約款という）は、賃貸人：株式会社リビングコミュニティ（以下、甲という）が賃借人（以下、乙という）に甲の所有又は管理する物件に於いて、提供する全ての使用レンタルスペース（以下、物件という）に関わる一切の一時使用契約に適用される。

第1条（契約の締結）

1. 乙は、甲指定の申込方法を用いて、本一時使用約款を確認し、甲が承諾したうえで、本人確認・鍵の引渡し（ダイヤル番号の通知を含む）の完了をもって、レンタルスペース一時使用契約（以下、本契約という）の締結とし、物件の使用料は、「レンタルスペース一時使用申込書兼契約書・保証委託申込書兼契約書」（以下、申込書兼契約書という）記載のとおりとする。

2. 本契約の前提として、乙は、甲が指定する保証会社（以下、丙という）と保証委託契約（以下、「本保証委託契約」という。保証料は①②のとおり）を締結しなければならない。

①乙は丙に対し、申込書兼契約書に記載された初回保証手数料を本保証契約締結時に支払うものとする。

②乙は丙に対し、本保証委託契約締結時より本契約が終了するまでの間、申込書兼契約書に記載された保証料を毎月、丙の指定する方法に従い支払うものとする。

③初回保証手数料及び保証料は本契約終了後も返還しない。

3. 本契約に基づく契約期間は、1年間とする。甲又は乙により、書面にて更新終了（以下、解約という）の意思表示が契約期間満了の1ヶ月前迄にない場合、本契約は従前と同一条件にて自動更新される。

4. 甲乙丙は、本契約が動産物一時保管使用による一時使用契約と認識し、借地借家法の適用が無いことを確認する。

第2条（使用料等支払い方法）

1. 乙が甲に対して毎月定期的に支払う本契約に基づく利用料は、申込書兼契約書の月額利用料合計に記載された金額（以下、「固定費用」という）とする。

2. 契約開始月の本条1項記載の固定費用は日割計算とし、解約月の固定費用は日割計算しないものとする。

3. 契約期間中に乙が支払った金員は返還しないものとする。

4. 本契約期間の途中において、消費税率が改正されたときは、本契約における全ての課税対象料金（固定費用、収納代行手数料、事務手数料等）の消費税額は全て改正税率によるものとする。

5. 本契約期間中であっても、公租公課、諸物価の変動、近隣比較等により使用料が著しく不相応となったときは、甲はこれを変更できるものとする。

6. 甲は本契約において乙より受領した一切の金員について、領収書を発行しないものとする。

第3条（収納物管理責任）

1. 乙は毎月一回以上物件の扉を開け、収納物の点検をしなければならない。

2. 乙は物件内の収納物全てについて自己の責任にて管理する。

又、乙の依頼若しくは承諾による乙の家族・友人・知人等による収納物搬入出に於いても同様に乙の責任とする。

3. 乙は物件内の収納物に異常を発見した場合は、速やかに甲に連絡のうえ報告する。

第4条（通知義務）

1. 乙は、本契約の終了する（終了事由を問わない。）までの間、現住所の変更又は、連絡先の変更があった場合は、速やかに甲及び丙に書面にて通知し、甲丙の確認（承諾）を得なければならない。

2. 乙は、物件に異常を発見した場合は、速やかに甲に連絡のうえ報告する。

3. 乙は、乙の物件に隣接する他の物件に異常を発見した場合も、甲に連絡のうえ物件管理に協力する。

第5条（連絡）

甲または丙から乙への連絡、通知及び意思表示は、乙が甲または丙に届け出た住所に宛てた書面の郵送によって行う場合にはその発送をもって、乙が甲または丙に届け出たファクシミリ番号に宛てたファクシミリ送信によって行う場合にはその発信をもって、乙が甲または丙に届け出たメールアドレスに宛てたメールによる場合には、そのメールの発信をもって、それぞれ有効に乙に到達したものと見なし、乙はこれを受領しなかった場合にも異議を述べることができない。

第6条（禁止収納物）

乙は、物件内に次の動産類等を収納してはならない。

1. 現金・有価証券・通帳・印章・宝石・貴金属・金庫等金銭に代わる物。
2. 自動二輪（事前申告の場合は除く）・自動車・ヨット含む船舶等の原動機付の物。但し、バイクコンテナは自動二輪全てを除く。
3. 和服・美術品等の高価な動産類、その他、乙に於いて重要性の高い書類・各種データ・日記・写真等。
4. 揮発性・発火性を有する動産（シンナー・ガソリン・石油等の物品）・ペンキ・建築ガラ・その他危険物・産業廃棄物・腐敗、変質しやすい物品・臭気の発生する或いはその可能性のある物品。
5. 刀剣類・拳銃等の銃刀法に違反する物及び薬物法に違反する薬物・その他違法な物品。
6. 動物・植物等の生物、不潔な物品。
7. 湿気を発する物品、あるいはその可能性がある物品。
8. 定価総額 30 万円を超える動産類（物件内に保管する動産の定価の合計額が 30 万円を超えることをいう。）。1 点または 1 組で定価 10 万円を超える動産類。

第7条（禁止事項）

乙は、乙の依頼あるいは乙の承諾による乙の家族・友人・知人等による次の行為をしてはならない。

1. 物件内又は物件所在地による営業及び軽作業。
2. 物件所在地内にて、物件内以外に物品を置くこと、並びに放棄する事。
3. 物件を第三者に転貸、担保提供、譲渡する事。
4. 物件にネジ・釘・フック等の造作及び設備造作する事。
5. 物件所在地に収納物の搬入出以外の目的で車輛を駐車する事。
6. 物件所在地にて大声・騒音等を発し、近隣に不快感を与える恐れのある行為、又は与える行為。
7. 物件および物件所在地にて、喫煙ならびに火気を使用する事。

第8条（損害の補填）

本契約に基づく物件所在地に於いて、乙又は乙依頼による乙の家族・友人・知人等による収納物の搬入出時に、故意・過失を問わず物件及び物件所在地の諸設備を破損した場合、乙は、その損害の責を全て負う事を承諾する。又、第6条による損害が発生した場合に於いても、乙はその責を全て負う事を承諾する。

第9条（解約・明渡し）

1. 乙は、毎月末締め 1 ヶ月前予告（解約月の前月末日迄）により、本契約を解約できる。尚、追加分（任意付帯）のみの中途解約についても同様とする。
2. 本条 1 項による本契約の解約若しくは解除はその意思表示を行った月の翌月末日付（以下、明渡し返還期日という）で効力が生じるものとし、同日までに、乙は本契約に基づき物件を、原状に復して甲に明渡し返還しなければならない。
3. 乙が前項の原状回復義務を怠った場合は、甲は乙に代わって原状回復を行うことができるものとし、これに要した費用は乙の負担とする。
4. 本条 2 項の明渡し返還期日を 5 日以上経過しても、同物件内に収納物又は残置物が有った場合は、甲は乙に対し、明渡し返還終了迄、1 ヶ月当たり毎月金員の 2 倍額の損害金を請求することができるものとする。
5. 解約（解除）月においては、常に末日締めとするため日割り使用料等の精算は行わない。

6. 契約解除の際は、解約月の翌月末日を経過しても物件内に残置した保管物について、乙は物件内保管物のその所有権を放棄するものとする。

第10条（契約の解除）

乙に次の記載する事由の1つでも生じた場合には、甲は相当の期間を定め催告した上で本契約を、解除する事ができる。但し、本条1項・2項・4項・5項・6項・7項の場合には甲は乙に催告なく本契約を解除できる。契約解除後、甲または丙は合鍵またはその他の手段を用いて本物件内部の点検をし、収納物の有無に拘らず新たに施錠したり、物件の収納物の一切を本契約第14条の規定又は、乙丙間の保証委託契約約款第14条による譲渡担保の実行として、処分することができる。なお、この場合においては前条3項より同6項までの規定を準用する。

1. 第三者により仮差押・差押・仮処分・その他強制執行若しくは競売の申立て又は、公租公課の滞納処分あるいは、刑事事件に拘るなどの信用失墜行為をしたとき。
2. 破産・解散・会社整理、会社更生・民事再生・産業再生、事業再生 ADR の申立てがあったとき又は、振出小切手及び振出手形が不渡りになったとき。
3. 甲又は丙が、通常的手段を用いて乙の自宅電話（携帯電話含む）・緊急連絡先・勤務先に連絡しても、10日以上乙と連絡が取れないとき。
4. 乙の報告による甲丙の認識済み住所に、電気・ガス・水道の契約状況若しくは郵便物の状態などから、通常の生活を営んでいないと予測又は確認できたとき。
5. 住所不明により1ヶ月以上、新住所の連絡がなく確認が取れないとき。
6. 乙が本契約に基づく、固定費用を2ヶ月分以上滞納したとき。また、丙が保証債務の履行をした後、丙の乙に対する求償権の合計額（未払額）が毎月固定費用の2ヶ月分以上になったときも本項における「毎月の固定費用2ヶ月分以上滞納したとき」に該当するものとする。
7. 暴力団又は犯罪組織の構成員又は準構成員であると認められるとき、暴力団又は犯罪組織の構成員又は準構成員と認められる者のために本物件を使用したとき、及び捜査機関から物件の捜査を受けたとき。
8. その他本契約に定める条項に1つでも違背したとき。

第11条（破錠・施錠・物件内の立入等）

1. 本契約の解約（解除含む）後、若しくは本契約条項の1つでも違背した場合、甲丙は何等催告なく乙の物件に於いて、第15条で規定する譲渡担保の実行の一環として、破錠のうえ物件内の確認・収納物の移動及び収納物の有無問わず施錠することができ、乙は何等の責を甲丙に請求しない。
2. 甲又は甲の指定する業者が物件の維持保全の為、点検・補修・補強工事・緊急・危険物管理、その他の理由により物件内に立入る事を要する場合には、甲は乙に催告することを要せず立入ができる。
3. 甲は、必要があるときは、乙に対し通知をすることなく、同一施設内で本物件を移動し、又は施設内の道路を変更するなどの措置を講ずることができるものとする。

第12条（契約の消滅）

天災地変・火災・法令・行政指導その他甲の債務がやむを得ない事由により履行することが出来ない場合には、予告期間を要せず、甲乙丙は本契約が当然に消滅する事を確認承諾する。

第13条（免責）

次に記載する事由に起因して乙に損害が発生した場合には、乙は甲に対し一切損害（付随する二次的な損害を含む。）の賠償を請求することができないものとする。

1. 温度・湿度の変化により、収納物等の変化・変質・錆・カビ・腐敗及び火災・地震・風水害等による損傷・浸水・漏水・虫害等を原因とする損害が発生した場合。
2. 第三者より受けた、盗難・事故による損傷又は損害。
3. 公共事業・区画整理・土地所有者からの土地明け渡し請求によって、本契約の物件使用の継続が出来なくなった場

合の損害賠償等。

4. 本契約第6条にあげる動産類等を収納していた場合。

第14条（集合物譲渡担保の予約）

本契約に基づき、乙が将来負担する一切の債務の担保として、乙は収納物に対し甲を予約権利者とし、占有改定によりそれを譲渡する事を内容とした、集合物譲渡担保の予約を締結する。

1. 同集合物譲渡担保契約の極度額は金 30 万円とし、債権の範囲は乙が本契約に基づく甲への、固定費用遅延を含む一切の債務とする。

2. 本契約第10条に記載の事由に1つでも違背した場合、甲は乙に対し、予約完結の意思表示をする事ができる。但し、第10条4項、5項の場合、乙は当然に予約が完結される事を予め承諾する。

第15条（集合物譲渡担保の実行等）

甲は、第14条2項の予約完結権の行使が行われた後、物件内の動産類を、任意の方法により売却・処分することができる。その発生した代金は、乙の甲に対する債務（処分費用含む）に充当する事ができ、余剰があれば乙に返還する。

第16条（損害賠償の限度額）

甲が乙の収納物に対し損害賠償の責を負うときの最高限度額は30万円までとし、その限度額を超える賠償額に付いては免責されるものとする

第17条（約款の保管）

甲及び乙並びに丙は、自己の責任と負担において、本契約約款を保管するものとする。

第18条（合意管轄裁判所）

甲乙間に紛争が生じた場合は、管轄裁判所を東京地方裁判所とする事を甲、乙合意する。

特約事項

1. 乙はレンタルスペースの鍵またはカードキーを紛失または追加発行をする場合は、1点当たり各5,500円（適用税率10%、消費税等500円含、尚、消費税率が変更となった場合は、変更後の消費税率を適用する。）を再発行手数料として甲に支払わなければならない。

2. 甲乙は、レンタルスペースの変更ならびに名義を変更する際は、新規契約となる事を承諾する。

<制定・改定>

2016年10月01日制定

2018年06月01日改定

2023年11月16日改定

個人情報取扱いに関する同意事項

契約者及び連帯保証人は、本件保証委託契約を含む株式会社クレデンスとの取引の与信判断及び与信後の管理業務のため、以下の個人情報保護方針ならびに個人情報の取扱いについて確認し、株式会社クレデンスが収集、利用し、管理することに同意します。

個人情報保護に関する方針

株式会社クレデンスは各種債務保証に関する業務を行うにあたって、個人情報を様々な形で取扱いしております。事業活動を通じてお客様及び社員から取得する個人情報(以下、「個人情報」という。)は、当社にとって大変重要な情報資産であり、その個人情報を確実に保護することは、当社の重要な社会的責務と認識しております。

当社は、個人情報の保護を維持し、かつ、リスクを適切に管理して、お客様を始めとした利害関係者からの信頼を獲得することを目的に、全社的な取り組みを実施し、個人情報の適切な取扱い及び安全性の確保に努めます。

1. 個人情報の取得、利用及び提供について
当社は、事業遂行のために必要な範囲内で利用目的を定め、適切に個人情報の取得、利用及び提供を行います。また、取得した個人情報は利用目的の範囲内でのみ利用し、目的外利用を行わないように適切な措置を講じます。
2. 個人情報の適正管理について
当社は、取り扱う個人情報について適切な安全管理措置を講じ、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止及び是正に努めます。
3. 個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範について
当社は、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守します。
4. 苦情及び相談への対応について
当社は、個人情報の取扱い及び個人情報保護マネジメントシステムに関して、本人から苦情及び相談を受けつけた場合には適切かつ迅速に対応します。
5. 継続的改善について
当社は、個人情報の適切な保護処置が講じられるように、定期的な運用確認、監査及び見直しの機会を通じて個人情報保護マネジメントシステムの継続的な改善に努めます。

個人情報の取扱いについて

1. 事業者の名称
株式会社クレデンス
2. 個人情報の管理体制
当社は、個人情報の取扱いに関する社内規程を定め、当社個人情報の取扱いの総責任者となる個人情報保護管理者のもと各部門個人情報管理者を選任し、個人情報の管理体制を整備しています。
3. 個人情報の利用目的
 - ① 契約取引の審査連絡・報告
 - ② 契約の締結、履行及び管理
 - ③ 求償権の行使及び債権管理
 - ④ 家賃収納管理業務
 - ⑤ 問合せ・相談内容に対する回答、確認
 - ⑥ 当社及びグループ会社を取り扱う有用な商品・サービス等の案内
 - ⑦ その他、上記各号に付随する業務
4. 個人情報の第三者提供について
お預かりした個人情報を、お客様の同意なく第三者へ提供することはありません。個人情報を第三者へ提供する場合には、法令

に基づく命令などを除き、必ず事前にお客様の同意をいただいた上で行います。なお、業務委託又は共同利用により提供する場合は、第三者への開示又は提供には該当しません。

5. 個人情報取扱業務の委託について
当社では上記の利用目的を遂行するために、お預かりした個人情報の取扱業務を第三者に委託することがあります。この場合には、十分な個人情報保護の水準を備える者を選び、指導・管理を実施し、適切に取扱いします。
 6. 個人情報の共同利用
当社は、以下によって個人情報を共同利用することがあります。
 - (1) 共同して利用する者の範囲
株式会社 I.G.M.Holdings、株式会社あそしあ少額短期保険
 - (2) 利用する者の利用目的
 - ① 新たなサービス・商品等の企画、開発、市場調査および分析
 - ② I.G.M.グループ各社が扱う各種サービス・商品等の各種情報の郵便、電子メール、TEL 及び FAX による提供、案内
 - ③ I.G.M.グループ各社の提供する商品・サービスについて、お客様からの各種お問合せに対するサポート対応
 - ④ その他お客様等のお取引を適切かつ円滑に履行するため
 - (3) 共同して利用する個人情報の項目
氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、お取引内容、その他上記利用目的の達成に必要な範囲の項目
 - (4) 個人情報の管理について責任を有する者
株式会社 I.G.M.Holdings
 7. 保有個人データの開示等及び問合せ窓口について
提供いただきました個人情報の開示等(利用目的の通知、内容の照会、訂正、追加、削除、利用・提供の拒否)の請求につきましては、当社所定の窓口にて、合理的な範囲で適切に対応致します。
その際は、当社指定の必要書類にてお客様及び請求内容の確認をさせていただきますので、以下のお問合せ窓口よりお申し出下さい。
- 【個人情報の取扱いに関するお問い合わせ先】
個人情報保護苦情相談窓口責任者宛
Tel. 03-5213-1122
Mail: privacy@credence-credit.co.jp
8. 個人情報をご提供いただくにあたっての注意事項
個人情報をご提供いただくかどうかは、お客様の任意となります。ただし、個人情報提供に同意いただけない場合、上記利用目的を遂行できない場合がございます。
 9. 本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得
当社では、お客様ご本人が認識できない方法によって個人情報を取得することはありません。万一、上記のような個人情報の取得を行うときは、その旨をお客様に通知し、同意を取った上で取得いたします。
 10. 個人情報の安全管理措置について
JIS Q 15001(個人情報保護マネジメントシステム要求事項)に則し、徹底した情報管理教育のもと、保有、利用する個人情報の漏えい、滅失又は棄損を防止するために、適切なセキュリティ対策を実施して個人情報を保護いたします。

あんしんトランクルーム保証

保証委託契約約款

賃借人(以下「乙」という)と株式会社クレデンス(以下「丙」という)は、貸貸人(以下「甲」という)と乙との間で締結されたレンタルスペース(以下「本物件」という)に係る一時使用契約(以下「原契約」といい、一時使用目的の賃貸借契約を含む)に関し、次のとおり保証委託契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(保証委託契約)

- ① 乙は丙に対し、原契約に基づいて乙が甲に対して負担する債務に関し、次条以下に定める内容に従い連帯して保証することを委託し、丙はこれを受託する。
- ② 丙は、乙から保証委託の申し込みを受け、その保証委託を引き受ける場合には、丙が承認した承認番号を交付することをもって受託の証とする。

第2条(保証料)

- ① 乙は丙に対し、下記に定める保証委託契約書(以下「本契約書」という)記載の保証料を支払うものとする。
 - i. 「年間保証型」の場合には、本契約締結時に初回保証料を支払い、本契約締結以後1年毎に年間保証料を支払うものとする。
 - ii. 「月次保証型」の場合には、本契約締結時に初回保証料を支払い、その後、本物件使用月の前月末日までに当該使用月分の月額保証料を支払うものとする。
- ② 本契約は、保証会社が承認した承認番号の記載のある本契約書を保証会社が受領し、且つ保証会社指定の銀行口座に初回保証料が振り込まれたときに効力を生じるものとする。
- ③ 原契約が期間満了前に終了した場合であっても、乙は第1項により支払った保証料の返還を請求しないことを予め承諾する。

第3条(保証範囲)

- ① 乙が甲に対して負担する債務のうち、丙が甲に対して連帯して保証する債務の範囲は下記のとおりとする。
 - i. 原契約に基づいて乙が負担する滞納使用料等
 - ii. 原契約が解除された場合に生じる解除後、本物件明渡しまでの間の使用料等相当損害金
 - iii. 本物件明渡しまでに要する通知、支払督促、訴訟、本物件内に残置された動産の撤去、保管、処分その他法的手続きに必要な費用(弁護士費用を含む)
- ② 前項第1号および第2号に定める保証履行の限度額は、第1号および第2号を合算して使用料等の6ヶ月分相当額とし、丙は甲に対し、保証限度額から丙の保証債務履行額(乙から現実に回収した求償金は除く)を控除した金額の限度内において保証責任を負担する。

第4条(免責事項)

- ① 丙は、以下の債務については、特約なき限りその責めを負わない。
 - i. 滞納使用料等の遅延損害金等
 - ii. 原契約の早期解約時における違約金等
 - iii. 解約予告通知義務違反の場合における

る違約金等

- iv. 原状回復費用
 - v. 戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害
 - vi. 火災、ガス爆発、自殺等、乙の故意・過失によって生じた損害
 - vii. 乙が刑事事件等に関与したことにより、公的機関からの捜査により逃亡もしくは身柄拘束または収監された期間中およびその期間以後に履行遅滞に陥った使用料等
 - viii. 乙が甲の承諾なく鍵を交換した場合の、開錠費用・鍵交換費用
 - ix. その他、前条①に含まれない債務
- ② 甲又は甲の代理人である管理会社が以下の該当したときは、丙は甲に対する保証債務について、該当する部分に関する責任を免れる。
- i. 乙が使用料等の全部又は一部を滞納したにも拘らず、甲が丙に対し、当該使用料等の支払期日の翌日から起算して1ヶ月以内に滞納報告をしなかったとき
- ③ 甲又は甲の代理人である管理会社が以下の各号の一つにでも該当したときは、丙は本契約に基づく一切の保証債務について責任を免れる。この場合、保証会社が既に保証債務を履行していたときは、甲は丙に対し、当該履行額に相当する金額を直ちに返還しなければならない。
- i. 原契約及び本契約について、故意又は重大な過失により、丙に対し、事実と異なる報告・説明・取次ぎ等をしたとき
 - ii. 乙が原契約に違反した際の、原契約解除及び本物件明け渡しの速やかな実現に向けて、丙に対する協力をしないとき
 - iii. 甲が原契約における地位を第三者に承継する以前に、本契約の承継について、甲、本契約の承継人及び丙が事前に書面で合意していないとき
 - iv. その他、前各号に関連する、または相当する事象が発生したとき

第5条(原契約記載内容の変更の届出)

本契約締結後、原契約の記載内容に変更が生じたとき、又は原契約が終了となったときは、乙は丙に対し、速やかにその旨及びかかる変更の内容を届け出なければならない。

第6条(保証債務の履行)

- ① 乙が原契約に基づき負担する債務の履行の全部又は一部を遅滞したため、丙が甲から保証債務の履行を求められたときは、丙は、乙に対して何らの通知なくして保証債務を履行した上、次項に基づき求償することができる。
- ② 丙が保証債務の履行をしたときは、乙は丙に対し、その保証履行額、保証履行に要した費用その他求償実行または保全のために丙が負担した費用を速やかに償還しなければならない。
- ③ 乙が原契約に基づき甲に対して負担する債務を履行しないことにつき正当な理由がある場合には、乙は丙に対し、使用料等の支払日の前日までにその事由を連絡しなければならない。
- ④ 乙は前項の連絡を怠った場合、前項の事由の存在を理由に丙の求償請求を拒むことはできない。

第7条(事前求償)

- ① 乙について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、丙は、保証債務の履行前であっても、乙に対し事前に求償権を行使することができる。
 - i. 原契約又は本契約の各条項の一つでも違反したとき
 - ii. 仮処分、仮差押、強制執行、担保権の実行としての競売の申立てを受けたとき
 - iii. 破産、特別清算開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立てがあったとき
 - iv. 原契約記載内容の変更に関する届出を怠るなど、乙の責めに帰すべき事由により丙に乙の所在が不明となったとき
 - v. 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- ② 丙が前項により乙に対して求償権を行使する場合、乙は、民法第461条(主債務者の免責請求)に基づく抗弁権を主張できないことを予め承諾する。

第8条(遵守事項)

- ① 乙は、原契約の各条項を誠実に遵守しなければならない。
- ② 原契約が事由の如何を問わず終了した場合、乙は甲に対し、物件を速やかに明渡さなければならない。

第9条(特則)

- ① 乙に使用料等の滞納が生じた場合、丙は乙に対し、電報、電話、訪問、文書の差置、封書による通知など相当の手段・方法により支払の督促をすることができる。
- ② 乙は、以下の各号に該当する事由が発生し、甲乙間の信頼関係が破壊したと認められる場合、丙に対し、乙に変わって原契約を解除する権限をここに授与する。
 - i. 乙が、原契約に基づく使用料等の支払を相当期間行わなかったとき
 - ii. 丙が、賃借人から届出を受けた連絡先に督促を行ったにもかかわらず、相当期間乙本人との会話又は面談を行うことができないとき。
- ③ 前項による他、法令上認められている場合や乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、丙は乙に代わり原契約を解除できる。
- ④ 法令上認められている場合や乙の承諾がある場合等の正当な理由がある場合、丙は、甲から本物件の合鍵を借り受けて本物件に立ち入ることができる。
- ⑤ 解除その他の理由により原契約が終了した後、相当期間を経過しても乙が本物件の明渡しを完了しないときは、乙は丙に対し、丙が本物件の明渡し手続をすることを予め承諾する。この場合乙は本物件内に残置された動産類の所有権を放棄し、丙の自由な処分に委ねるものとする。

第10条(集合物譲渡担保)

- ① 乙は、本契約に基づく丙に対する一切の債務を担保するため、本物件内に存する一切の動産類(以下「担保動産」という)につき譲渡担保を設定し、本物件内に搬入された全ての動産は、搬入に際し特段の意思表示なくとも、占有改定の方法により丙に引き渡されたものとする。
- ② 乙は、原契約の存続中、担保動産を自由に搬出または処分することができ、搬出又

は処分された動産は担保動産から除かれるものとする。

- ③ 原契約が終了した場合、丙は本物件内の担保動産の占有を本物件の外に移すことができる。
- ④ 原契約が終了し、乙の丙に対する債務が不履行の場合は、丙は乙に対し、債務の履行を催告するとともに、譲渡担保を実行する旨の通知を乙の届出住所に発送し譲渡担保権を実行することを公示する。前記の通知あるいは公示にもかかわらず、乙から丙に対し債務の履行がない場合は、通知の日から15日を経過した以降は、公正な第三者の立会いの上、担保動産を譲渡又は廃棄等の任意の方法により処分することができ、その場合、それに要した経費を除いて、なお換価金に余剰のあるときは乙の丙に対する債務の弁済に充当することができる。

第11条(清算金の交付)

原契約に基づく甲の担保権の実行により清算金が発生した場合には、丙は甲からその全部又は一部を受領して、乙の丙に対する債務の弁済に充てることができるものとする。

第12条(保証期間)

- ① 本契約に定める丙の甲に対する保証の有効期間は、保証契約日より乙が本物件の明渡しを完了するまでとする。
- ② 前項にかかわらず、以下の定める事由のいずれかが発生した場合、その時をもって、本契約に定める丙の甲に対する保証は終了するものとする。但し、当該事由につき丙の書面による承諾があった場合はこの限りでない。
 - i. 本物件の用途が変更された場合
 - ii. 乙の原契約上の地位が第三者に移転した場合
 - iii. 原契約に基づく賃貸借の譲渡・変更がなされた場合又は本物件の占有者に追加・変更等があった場合
 - iv. 原契約の内容に重大な変更があった場合

第13条(再委託)

丙は、本契約に基づき乙から受託または授權された事務の一部を丙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

第14条(追加的措置)

丙が本契約の目的を達するために必要と認めた場合、乙は、丙からの請求に基づき、速やかに契約書その他の必要書類を作成し、丙に交付するものとする。

第15条(合意管轄)

本契約に関し紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条(協議事項)

本契約に定めのない事項については、乙及び丙は関係法規及び慣習等に従い誠意をもって協議のうえ処理するものとする。

あんしんトラクルーム保証加入者様動産総合保険のご案内

レンタルスペース（トラクルーム、レンタルボックス）をご利用いただく際に株式会社クレデンスと保証委託契約を締結いただいた利用者様に動産総合保険サービスをプレゼントいたします。補償する主な損害、概要、ご注意点などは下記のとおりとなりますのでご確認ください。

以下のような偶然な事故による損害を補償します。主な損害は次のとおりです。



火災、爆発、破裂、
落雷による損害



盗難による損害



航空機の墜落・接触
航空機からの物体
の落下による損害



給排水設備の事故
による水ぬれ



騒じょう・労働争議
に伴う暴行



曲り・へこみ
破損による損害

【保険の概要】

補償項目	保険金および対象となる費用の内容	保険金をお支払いできない主な場合
損害保険金	火災、落雷、破裂または爆発、盗難、破損など偶然な事故により保険の対象（動産）に生じた損害に対して損害保険金をお支払いいたします。	以下の記載のものは主な場合です。詳しくは、普通保険約款・特約などの「保険金を支払わない場合」をご確認ください。
臨時費用保険金※	保険の対象が損害を受けたために臨時に生じる費用として、損害保険金×30%（1回の事故につき300万円限度）をお支払いいたします。	○被保険者（補償を受けられる方）の故意もしくは重大な過失または法令違反による損害 ○戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害 ○保険の対象の欠陥、自然の消耗・さび・かび・変色・虫食い・ねずみ食いなどによる損害 ○台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災 ○地震・噴火・これらによる津波による損害 ○保険の対象の置き忘れ、紛失（置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。）による損害 ○偶然な外来の事故によらない電氣的または機械的事故による損害。ただし、これらによって火災（焦げ損を除きます。）、破裂または爆発が生じた場合の損害については、保険金のお支払いの対象となります。○平常の使用または管理によって通常生じ得る外観上の損傷または汚損で機能の喪失または低下を伴わない損害
残存物取片づけ費用 保険金	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取りこわし費用、清掃費用など）の実費（損害保険金×10%限度）をお支払いいたします。	
損害防止費用	火災などの罹災時に損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用のうち所定のものについて実費（保険金額から損害保険金の額を差し引いた残額を限度）をお支払いいたします。	

※火災、落雷、破裂・爆発の場合にのみ臨時費用保険金をお支払いします。

【ご注意点】

- この保険は、株式会社クレデンスを保険契約者とし、保険契約者と保証委託契約をしたレンタルスペース利用者の借主を被保険者としたレンタルスペースに保管中の収納品一式を保険の対象とする動産総合保険です。
- 1レンタルスペースにつき、保険金の支払限度額は、15万円（屋内）、10万円（屋外）です。
- レンタルスペース収納品の1点の支払い限度額は、15万円（屋内）、10万円（屋外）です。
- 付帯する主な特約は、使用人等の不誠実行為不担保特約条項、汚損・毀損等不担保特約条項、管球類単独損害不担保特約条項、臨時費用限定不担保特約条項、サイバー攻撃不担保特約条項となります。
- 以下は保険の対象から除かれます。
 - ① 1個または1組の価額が30万円以上の書画・骨董・美術品・宝石・貴金属、楽器
 - ② 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ③ ヨットおよびモーターボート
 - ④ 自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する公道を走行することができる車両のすべてをいいます。）
 - ⑤ 稿本、設計書、図案、雛型、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿、その他これらに類する物
 - ⑥ マイクロフィルム、フロッピーディスク、コンピューターソフトおよび磁気テープ
 - ⑦ 揮発性を有するもの、爆発物その他危険物
 - ⑧ 生物、動植物、死体、その他臭気を発するもの、腐敗変質しやすいものおよび物件を汚損するおそれのあるもの
 - ⑨ 法令の規定または公の秩序、善良の風俗に反するもの
 - ⑩ その他「あんしんトラクルーム保証契約」で保管が禁止されているもの

【保険の内容のお問い合わせ先】

保険代理店：日本M&Iシステムズ株式会社
TEL：050(1809)4205 Eメール：info@jmis.tokyo
(平日午前10時～午後4時まで受付)

【保険契約者】株式会社クレデンス
東京都千代田区飯田橋1-3-2 曙杉館ビル 3階

【引受保険会社】損害保険ジャパン株式会社
東京都新宿区西新宿1-26-1